テータをめぐる国際情勢

経済産業省商務情報政策局長 平井 裕

に大きな変化をもたらしてきた。そして、目に大きな変化をもたらしてきた。そして、目に大きな変化をもたらしてきた。そして、目に大きな変化をもたらしてきた。そして、目が、その流れに一段と拍車をかけている。ウィズコロナといわれる時代に、接触機会の低は、デジタル技術の活用が不可欠であり、は、デジタル技術の活用が不可欠であり、は、デジタル技術の活用が不可欠であり、「データ」はこれらの技術がその真価を発揮するための鍵である。新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、経済成長を実現するためには、デジタル技術の活用が不可欠であり、「データ」はこれらの技術がその真価を発揮するための鍵である。新型コロナウイルスのが急速などによりである。

DFFTの実現に向けて

合には、自由にデータが国境を越えてやりと過去、データの流通というものを考えた場

現を目指したのが、2019年のG20におい 基盤として、改めてデータの自由な流通の実 護主義が年々その色を濃くしており、 ば、自国データの囲い込みなどのデジタル保 が行われてきた。しかし、足元に目を向けれ ような世界が理想として掲げられ、 が経済成長や社会課題解決を実現する、この りされ、その利用によってあらゆる国・地域 に向けた各種の取り組みを進めている。 て日本が提唱したDFFTである。 分断に向かっているようにも思われる。こう 日本で開催されたG20の後、 した情勢に歯止めをかけるべく、「信頼」を DFFTの実現 そして、 政策検討 世界は

〜通商ルール、個人情報保護基盤整備の軸

タの越境移転の制限の禁止や、データ・ロー DFFT実現の大きな軸となるのが、デー

とする基盤となるものだが、この基盤の上で、

こうした動きはデータの自由な流通を可能

時点で、 には日英EPAの署名(2021年1月1 においては1月、日米貿易協定が発効、 る大阪宣言」を発出した後、 阪サミットに合わせて「デジタル経済に関す 加速を目指すこととなっている。また、同年 の参加のもと、次の交渉段階の基礎となる統 カライゼーション要求の禁止などを原則とす 商取引に関するルールが盛り込まれた。 してRCEPの署名が行われ、 のうち約5割を占める地域の経済連携協定と 発効)、そして11月には、我が国の貿易総額 合交渉テキストが作成され、交渉のさらなる **いる。WTOでは、2019年6月のG20大** 、プルリ(複数国間)での取り組みが進展して 通商ルールの整備であり、 世界貿易の9%以上を占める8カ国 2020年12月 バイ(2国間 いずれも電子 10 月

(注1)DFFT:Data Free Flow with Trust(信頼性ある自由なデータ流通)

続き国際的な連携を進めていく必要がある。 する制度整備はまだまだ道半ばであり、 る。信頼性のある自由なデータ流通を可能と 続されているほか、APEC CBPRシス セス等の新たな論点の整理に関する議論が継 令のベースとなっているOECDプライバシ 護委員会を中心として、各国個人情報保護法 規制)の十分性認定を受けた後、 2019年に欧州GDPR(一般データ保護 大きな要素となるのが個人情報の保護であり 信頼確保の枠組み構築も必要となる。 テムの利用促進などの取り組みが行われてい ーガイドラインのレビュー、ガバメントアク 個人情報保 中でも 引き

5Gの普及支援 〜データ流通を支えるインフラ

れは、 び導入の促進に関する法律」を施行した。こ 高度情報通信技術活用システムの開発供給及 進みつつあり、2020年8月には、 が必要となることは言うまでもない 流通そのものの制度整備にとどまらない対応 利用するシステムの信頼性確保など、 の信頼性確保や、AIに代表されるデータを (第5世代移動通信システム)などのインフラ 5 G はいよいよ我が国でも本格的な整備が 例えばデータ流通の基盤となる5G DFFTが目指す世界を実現するた データ 「特定

日本国内における信頼の確保された5

され、 民間主導の取り組みが既に進んでいるが、べ 確保する、オープン性を重視することとして 頼性といった観点に加え、システムを構成す が、対象となる5Gシステムは、 Gシステムの早期普及を支援する法律である 重要である。 にオープン化の取り組みを広げていくことが 認識が高まっており、 なる。5Gシステムのオープン化については る機器ユニットの相互接続性、 ンダーの多様性確保の重要性は各国政府でも いる。これにより、マルチベンダー化が促進 効率的な5Gシステムの構築が可能と 国際連携によってさら 相互運用性を 安全性・信

Aーをめぐる国際的議論

各国の専門家による議論が行われている。 設立メンバーとして加わった。現在GPAI 的として、「Global Partnership on Artificial から実装に国際的な議論を移行することを目 められた。そして、2020年6月には、原則 則をベースとしたG20 AI原則が取りまと 則を取りまとめ、その後G20でもOECD原 ーションと商業化」の5つのテーマについて では、「責任あるAI」「AIとパンデミック」 Intelligence(GPAI)」が設立され、日本も している。 データ・ガバナンス」「仕事の未来」「イノベ また、 AIについても国際的な議論が加速 2019年にはOECDがAI原 A

> こうした枠組みにおいて日本から積極的なイ みに着目するのではなく、AIやデータに対 Iに関する議論は、 ンプットを行っていくことの意義は大きい。 する信頼性確保と、イノベーション創出の両 面のバランスを考える必要がある。 AIのもたらすリスクの 引き続き

DFFTの真価 コロナ禍において問われる

に多角的な取り組みをさらに進めていきたい 境を越えて猛威を振るうウイルスに対抗する く力も大きいことは認めざるを得ない。こう 加するサイバー攻撃や、巨大プラットフォー 様々な取り組みが進められてきた。しかし、 Society 5.0を実現するため、 そして分断ではない豊かな国際社会としての ーの皆様とも緊密に連携しながら、 企業、研究機関などのあらゆるステークホルダ まさにDFFTの真価が問われるときである。 適切な対策を進める必要があり、これから スという人類共通の敵にも直面している。国 した中にあって、今、世界は新型コロナウイル ータの自由な流通とデジタル保護主義は一准 を打ち出した2019年から、国際的にも ため、国を越えて迅速にデータを共有しながら マーへの対抗の先鋭化の動きなども含め、 退の状況であり、引き続き世界を分断に導 これまで述べてきた通り、 関係省庁ととも 日本が D F F D F F T (注2)欧州GDPR(一般データ保護規則)の十分性認定:特定の国や地域が個人データについて